

第1回 しあわせ倍増・行革推進プラン市民評価委員会 次第

日時：平成27年3月12日（木）

午後6時30分～午後8時30分

場所：浦和コミュニティセンター第14集会室

- 1 委員委嘱
- 2 市長あいさつ
- 3 委員自己紹介
- 4 委員長、委員長職務代理者選出
- 5 議事
（1）プラン、評価の進め方について
- 6 その他

〔配布資料一覧〕

（冊子）しあわせ倍増プラン2013

（冊子）行財政改革推進プラン2013

（冊子）しあわせ倍増プラン2013 平成25年度達成状況報告書

（冊子）行財政改革推進プラン2013 平成25年度達成状況報告書

資料1 「しあわせ倍増・行革推進プラン市民評価委員会」の役割

資料2-1 しあわせ倍増プラン2013の事業について

資料2-2 行財政改革推進プラン2013の事業について

資料3 中間評価の進め方

資料4 開催日程について

資料5 しあわせ倍増・行革推進プラン市民評価委員会設置要綱

資料6 しあわせ倍増・行革推進プラン市民評価委員会傍聴要領

しあわせ倍増・行革推進プラン市民評価委員会 委員名簿

【敬称略 五十音順】

No.	区 分	氏 名	備 考
1	団体代表	鵜 沢 勇	さいたま市PTA協議会会長
2	市 民	内 田 雅 巳	
3	市 民	江 淵 多 都 子	
4	市 民	大 内 洋	
5	市 民	岡 田 晴 美	
6	団体代表	金 子 肇	埼玉中央青年会議所理事長
7	市 民	金 友 清 三	
8	市 民	島 田 栄 子	
9	団体代表	鈴 木 奈 穂 美	さいたまNPOセンター理事
10	有 識 者	田 矢 徹 司	株式会社経営共創基盤取締役マネージングディレクター
11	有 識 者	長 野 基	首都大学東京都市環境学部准教授
12	市 民	中 村 正 樹	
13	市 民	町 田 春 菜	
14	有 識 者	源 由 理 子	明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授
15	団体代表		さいたま市自治会連合会

「しあわせ倍増・行革推進プラン市民評価委員会」の役割

1 2つのプランの位置付け



2 4年間のスケジュール（網掛け部分が外部評価を実施する部分です）

	H25	H26	H27	H28	H29
計画・実施	(計画1年目)	(計画2年目)	(計画3年目)	(計画4年目)	
評価		H25 実績評価 (内部評価)	中間評価 (H26 実績評価) (外部評価)	最終(見込み)評価 (外部評価)	4年間の 実績公表

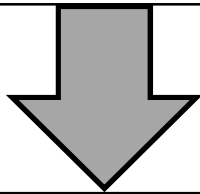
年度内に「市民
評価委員会」を
設置

評価結果等を踏
まえ計画見直し

3 市民評価委員会への期待

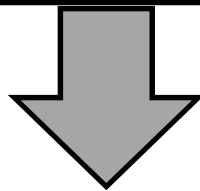
○ 事業の達成状況の内部評価の確認

- ・市役所は、「しあわせ倍増プラン2013」と、「行財政改革推進プラン2013」の各事業の達成度について評価（内部評価）を行い、市民評価委員会に報告します。



○ 重点審議事業について、意見交換、検討

- ・「しあわせ倍増プラン2013」、「行財政改革推進プラン2013」の事業のうち、重点審議事業についての御意見や御提案をお願いします。
- ・重点審議事業については、数値目標を達成できていない事業や、事業目標や取組内容が気になる事業などを想定しています。



- 市役所は、市民評価委員会の御意見や御提案、社会経済動向を踏まえて、必要な見直しを行います。

しあわせ倍増プラン2013の事業について

・事業の分野を記載しています。(10分野)

1 子どもと親のしあわせ倍増
◎ 新待機児童ゼロプロジェクト

2-1 認可保育所の増設

・事業の番号、名称を記載しています。

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

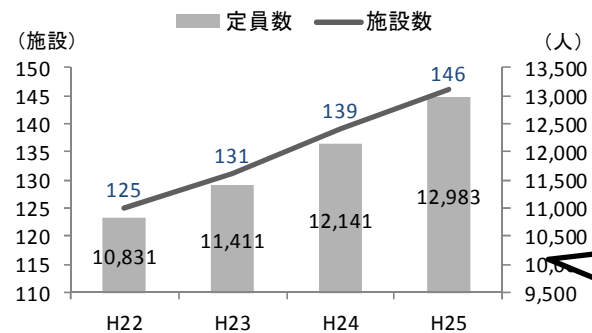
待機児童ゼロを目指すため、今後の保育需要の見込みを踏まえ、平成28年度末までに、認可保育所の定員を3,600人増やします。

(1) 数値目標等(取組指標・方針)
・その事業が、「何を目的として」、「いつまでに」、「何を(どれだけ)実施するか」を、記載しています。
・その事業の達成状況についての評価が行いやすいよう、可能な限り1事業につき1目標を設定しています。設定に当たっては、できるだけ数値で把握可能な目標となるようにしています。

【現状(平成25年4月1日時点)】

・平成25年4月1日現在の認可保育所は146か所で、定員合計は12,983人です。
・保育所入所待機児童数は117人です。(注)

【4月1日時点の認可保育所整備状況】



【4月1日時点の待機児童数】

H22	H23	H24	H25
154人	143人	126人	117人

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	平成26年4月1日時点での認可保育所定員増670人(前年比) (定員累計13,653人)	取組内容 保育の質を確保しつつ、平成26年度新規開設及び増改築等による定員増に伴う施設整備への補助	工程 施設整備
平成26年度	平成27年4月1日時点での認可保育所定員増810人(前年比) (定員累計14,463人)	取組内容 保育の質を確保しつつ、平成27年度新規開設及び増改築等による定員増に伴う施設整備への補助	工程 施設整備
平成27年度	平成28年4月1日時点での認可保育所定員増1,060人(前年比) (定員累計15,523人)	取組内容 保育の質を確保しつつ、平成28年度新規開設及び増改築等による定員増に伴う施設整備への補助	工程 施設整備
平成28年度	平成29年4月1日時点での認可保育所定員増1,060人(前年比) (定員累計16,583人)	取組内容 保育の質を確保しつつ、平成29年度新規開設及び増改築等による定員増に伴う施設整備への補助	工程 施設整備

〔現状〕
・プラン策定の直近の時点で、数値目標等について、どのような状態、進捗状況、課題等であったかを説明しています。
・また、事業の参考として紙面の右半分に、グラフ等の図表や、写真などを掲載しています。

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)
・「(1) 数値目標等」を達成するため、計画策定時に4年間の工程を検討し、各年度の「各年度の数値目標等」を定めるとともに、そのために必要な「各年度の取組内容と工程」を記載しています。

(3) 達成時の効果(アウトカム)

認可保育所の増設とともに幼稚園における預かり保育、ナーサリールーム・家庭保育室等をお組み合わせ、総合的に待機児童を解消することで、子育て世帯が安心して子育てしながら働き続けられる保育環境を提供できます。

(3) 達成時の効果(アウトカム)
・その事業の行政活動(事業達成時)により、市民生活が向上したか、市民生活にどのように影響があるか等の効果・成果(アウトカム)を記載しています。

注 平成27年度に施行される「子ども・子育て支援新制度」によって待機児童の状況が変わることが想定される。

担当 子ども未来局 保育部 幼児政策課 電話:048-829-1868

事業を担当する課所を記載しています。

行財政改革推進プラン2013の事業について

(1) 見える改革

① 市民と行政の”絆”による市政運営

02 市民参加型の政策策定手法の拡充

① 改革の方向性

無作為抽出による市民意見を聴取する制度を充実するために、WEBによる市民意識調査の活用を促進するとともに、市民討議会について検討・検証を行い、具体的手法を構築します。

〔現状(平成25年3月末時点)〕

市民参加型の政策策定手法は、当課が所管するパブリック・コメントの外、ワークショップや審議会委員の公募など様々な取組が行われ、市政に関心のある方々に参加いただいています。しかしながら、サイレントマジョリティーとも呼ばれる「隠れた多くの潜在的な市民の意向」を把握し、その集約した市民の声を分析して政策策定を行うことも重要であり、広聴課では無作為抽出による市民意識調査を実施していますが、市全体として十分であるとはいえません。

【関連事業の実績(広聴課)】

事業名	事業概要	実績【平成21~24年度】
パブリック・コメント	政策等の形成過程に市民の意見を反映させる制度	◆実施件数 44回 意見提出数 3,141件 〔平均意見提出数 71件〕
市民意識調査(無作為抽出)	市民の満足度や要望を把握する手法として実施	◆実施回数 郵送法 年1回 WEB 年3回(平成23年度から)

② 各年度の工程・取組指標等

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
工 程	市民意見聴取手法(無作為抽出)の調査・研究 →		試行結果の検証手法の選択 運用に向けた課題整理・準備 →	確定手法による運用開始
	<WEBによる市民意識調査の活用> 現行のWEBによる市民意識調査の実施 →		マニュアルに基づく試行実施 (WEBによる市民意識調査の充実) →	
	マニュアルの整備(対象、時期、方法等) →		→	
	<市民討議会の検討・検証> マニュアルの整備(対象、時期、方法等) →		マニュアルに基づく試行実施 (市民討議会) →	
取 組 指 標	① 無作為抽出による市民意見聴取の実施率(実施件数/対象案件)			
	-	-	-	100%
	② -			
	-	-	-	-
平成25-28年度 財政効果				
-				

・事業の分野を記載しています。

・事業の番号、名称を記載しています。

① 改革の方向性

・計画期間内で、その事業が、「何を目的として」、「何を実施するか」を記載しています。

〔現状〕

・プラン策定の直近の時点で、当該事業について、どのような状態、進捗状況、課題等であったかを説明しています。
・また、事業の参考として紙面の右半分に、グラフ等の図表や、写真などを掲載しています。

② 各年度の工程

・「① 改革の方向性」を達成するため、計画策定時にあらかじめ「工程」を検討し、年度ごとに計画内容を具体的に記載しています。

② 各年度の取組指標

・「① 改革の方向性」を達成するため、計画策定時にあらかじめ「取組指標」を検討し、年度ごとの目標値等を記載しています。

② 平成25-28年度 財政効果

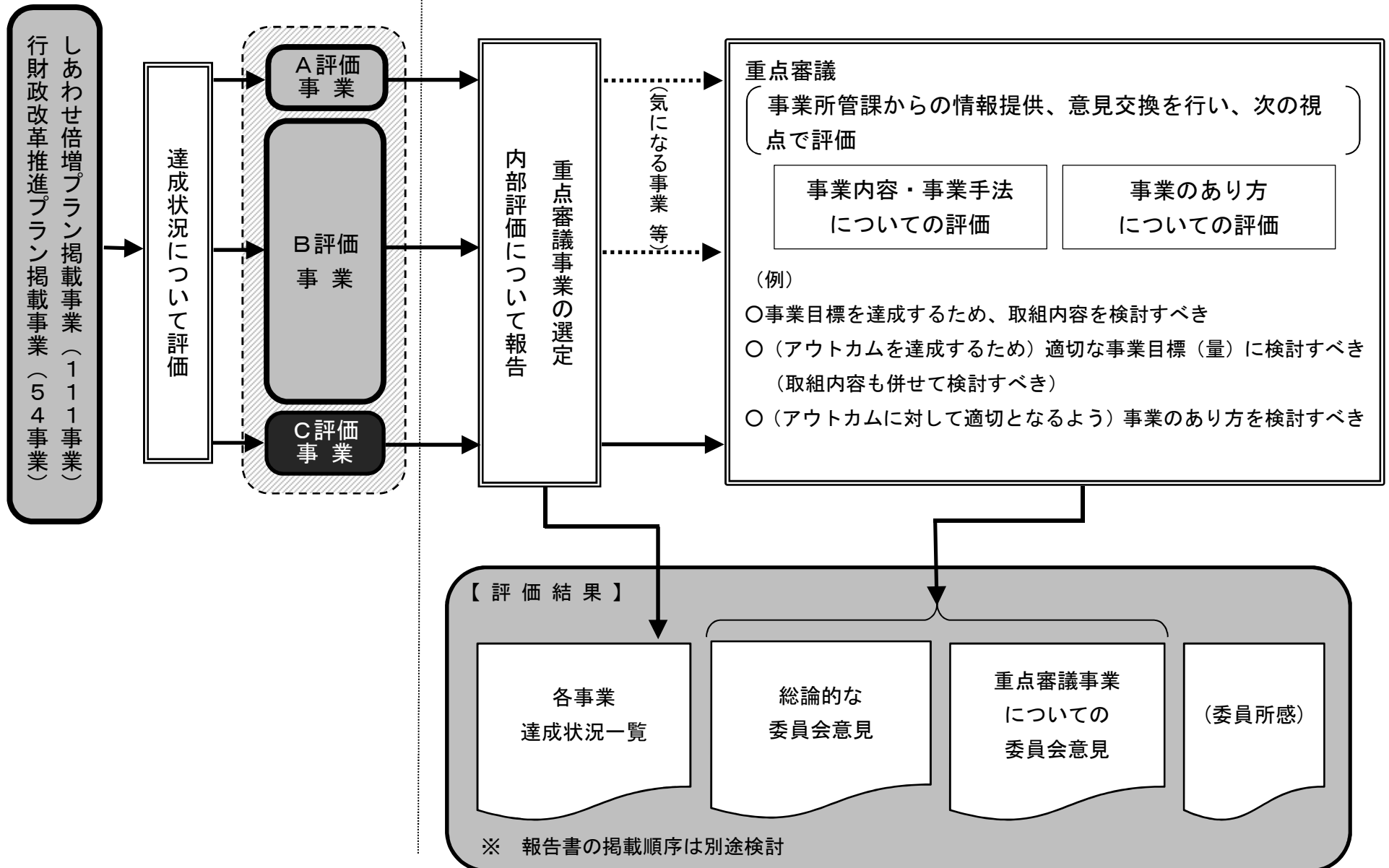
・その事業を実施することにより、発生する財政的効果額の累計額(平成25~28年度)を記載しています。

事業を担当する課所を記載しています。

中間評価の進め方

【内部評価】

【外部評価】



開催日程について

開催回数	日 程	開 催 内 容 (案)
第 1 回	3 月 1 2 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員委嘱、委員長選出 ・ プラン概要、評価の考え方について ・ 評価の進め方・スケジュールについて
第 2 回	4 月 2 4 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 2 6 年度実績 (速報値) 報告、内部評価の報告 ・ 重点審議事業の選定について
第 3 回	5 月 2 2 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重点審議①
第 4 回	6 月 4 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重点審議②
第 5 回	6 月 2 5 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重点審議③
第 6 回	7 月 1 0 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重点審議④
第 7 回	7 月 2 3 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重点審議⑤
第 8 回	8 月 6 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重点審議⑥
第 9 回	8 月 2 0 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重点審議⑦
第 1 0 回	9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価の取りまとめ
第 1 1 回	1 0 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価報告書取りまとめ
	1 1 月	<ul style="list-style-type: none"> 「市民評価報告会」開催 ・ 評価報告書の手交、委員所感公表 等

※ 第 1 回から第 1 1 回までの開催時間は全て午後 6 時 3 0 分～午後 8 時 3 0 分の予定です。

しあわせ倍増・行革推進プラン市民評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 しあわせ倍増プラン2013及び行財政改革推進プラン2013に掲載された事業の進捗度及び成果について意見を聴取するため、しあわせ倍増・行革推進プラン市民評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 識見を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、平成29年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び職務代理者)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

3 委員会の会議は、原則として公開とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市戦略本部都市経営戦略部及び行財政改革推進部において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月12日から施行する。

しあわせ倍増・行革推進プラン市民評価委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、しあわせ倍増・行革推進プラン市民評価委員会設置要綱第7条の規定に基づき、しあわせ倍増・行革推進プラン市民評価委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 委員会の会議を傍聴しようとする者は、傍聴受付簿（別記様式1）に住所及び氏名を記入し、傍聴券（別記様式2）の交付を受けなければならない。ただし、報道関係者については、この限りでない。

2 前項の傍聴券の交付を受けた者は、係員の請求があったときは傍聴券を提示し、その指示に従わなければならない。

3 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、会場等の状況により必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。その場合において、傍聴人の決定は、原則として抽選により行う。

(報道関係者の傍聴)

第3条 報道関係者は、取材等のため委員会の会議を傍聴しようとするときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員会の会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、委員会の会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、委員長の許可を得た場合には、この限りでない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 撮影又は録音をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人がこの要領に違反したときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(指示)

第7条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は、委員長の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は、平成27年3月12日から施行する。

別記様式 1 (第 2 条関係)

年 月 日

しあわせ倍増・行革推進プラン市民評価委員会 傍聴受付簿

受付番号	住 所	氏 名

受付番号 _____

傍 聴 券

しあわせ倍増・行革推進プラン市民評価委員会

(年 月 日開催分)

しあわせ倍増・行革推進プラン市民評価委員会

- 注1 この傍聴券は、本日の傍聴に限り有効です。
2 この傍聴券は、他人に譲渡又は貸与することはできません。
3 係員の請求があったときはこの傍聴券を提示し、その指示に従ってください。

【傍聴することができない者】

- (1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

【傍聴人の守るべき事項】

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
 - (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
 - (4) 撮影又は録音をしないこと。
 - (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。
- ※ 傍聴人が上記事項を守らなかった場合は、退場していただくことがあります。